

市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

問 市民税課市民税第1係 (内線2685)

申告期間：2月13日(月)～3月15日(水) <予約制>

受付日 会場	2月							3月															
	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)	24日 (金)	27日 (月)	28日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	6日 (月)	7日 (火)	8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	
久喜市役所 4階 会議室	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふれあいセンター 久喜 3階 会議室			○	○	○																		
菖蒲総合支所 4階 第1集会室						○	○	○	○														
栗橋総合支所 2階 会議室															○	○	○	○	○				
鷲宮総合支所 4階 会議室										○	○	○	○	○									

午前の部					午後の部								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
8:45	9:15	9:45	10:15	10:45	11:15	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30

ご希望の日程・時間帯(①～⑭)を選び、事前にご予約ください。

予約受付期間：2月6日(月)9時～3月14日(火)

電話(コールセンター)

受付時間 9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)
 電話番号 ☎ 0480-57-2424(専用直通電話番号)
 予約締切 申告希望日の前日17時まで(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日)

※聴覚に障がいをお持ちの方で、電話予約が困難な場合は、ご希望の日時に直接申告相談会場にご来場ください。受付で障害者手帳を確認のうえ、申告を受け付けます。

※市民税課では予約できません。電話(コールセンター)またはインターネットのみの予約となります。

インターネット おすすめ!!

受付時間 毎日24時間
 予約締切 申告希望日の前日23時59分まで

市ホームページから
 予約できます▶
 (1月から公開予定)



市民税・県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令和4年中(令和4年1月1日～12月31日)に所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方。確定申告をする方は、原則として、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ① 給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- ② 「給与所得」、「公的年金等に係る雑所得」以外に所得があった方
- ③ 源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除や寄附金税額控除等)を受ける方

※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書・課税(非課税)証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるため、収入のない方も申告が必要な場合があります。

※申告期間中は、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。また、各総合支所市民係(総合窓口)では、作成済みの申告書の市民税課への取り次ぎのみ行います。申告の相談は、各申告相談会場で行ってください。

! 市の申告会場では受け付けできない申告

市の申告会場での確定申告は、簡易な内容の申告に限り受け付けます。次に該当する方の申告は受け付けられません。
 春日部税務署で申告してください。

- 営業等所得・不動産所得・配当所得・総合課税の譲渡所得・分離課税所得のある方
- 農業所得があり、収支内訳書を作成していない方
- 青色申告、令和3年分以前の申告の方
- 住宅借入金等特別控除のある方(年末調整済みの方を除く)
- 雑損控除または災害減免法の適用を受ける方

申告に必要なもの

- 【市民税・県民税申告の方】**
 ・令和5年度市民税・県民税申告書(1月末に郵送で届いた方)
- 【確定申告の方】**
 ・「確定申告のお知らせ」はがき(春日部税務署から届いた方)
 ・申告者本人名義の預・貯金の口座番号が分かるもの(所得税の還付を受ける方)

上記に加え、次の1～3

- 1. 収入を証明する資料**
 給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年金や満期保険金の支払明細書等
 ※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は事前にそれぞれの収支内訳書を作成してください。
- 2. 控除を証明する資料**
 ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の領収書
 ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書、寄附金の受領証等
 ・医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計)
 ・セルフメディケーション税制の明細書
 ・その他参考となるもの(学生証、障害者手帳等)
- 3. マイナンバーカード(お持ちでない方は①と②を1つずつ)**
 ①通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写し等
 ②運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カード/公的医療保険の被保険者証等
 ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記入も必要です。(本人確認書類は不要)
 ※マイナンバーの記入がない場合でも申告書は受理します。

市民税・県民税の申告書を郵送で提出する場合

「令和5年度市民税・県民税申告書」に住所・氏名・連絡先等を記入し、申告に必要なもの(写し可)を同封し3月15日(水)まで(必着)に郵送してください。
 送付先 市民税課市民税第1係(〒346-8501 所在地記入不要)

春日部税務署での令和4年分確定申告について

問 春日部税務署 ☎ 048-733-2111

申告期間 2月16日(水)～3月15日(水) 8時30分～16時
 ※提出のみの場合は17時まで。
 ※土・日曜日、祝日を除く。ただし2月19日(日)・26日(日)に限り受け付け。
 ※医療費控除等の還付申告は1月4日(水)以降提出できます。
 ※確定申告書等は、本庁舎、各総合支所およびふれあいセンター久喜で1月下旬ごろから配布します。

▶ 自宅で確定申告ができます!

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、画面の案内に沿って金額等を入力することで、確定申告書が簡単に作成できます。
 作成した申告書は、マイナンバーカード等があればそのまま送信できるほか、印刷して税務署に郵送することもできます。詳細は春日部税務署にお問い合わせください。

**税理士による
所得税還付申告無料電話相談** 要事前予約

日 2月2日(水)～15日(水) 9時30分～12時/13時～16時
 ※土・日曜日、祝日を除く

対 所得税が還付される方のうち、次に該当する方
 ・年金を受給している方
 ・給与所得者で医療費控除を受ける方
 ・年の途中で退職・就職し、年末調整を受けていない方

申問 関東信越税理士会春日部支部 ☎ 048-738-7470
 (9時30分～12時/13時～16時)
 ※無料にならない場合もあります。必ず事前にご相談ください。

申告に必要な書類の申請はお早めに!

- ◆ **障害者控除対象者認定書**
対 65歳以上で要介護認定を受けている方または対象者を扶養している方(要支援1・2認定者を除く)
 ※身体障害者手帳等の交付を受けている方で、手帳等により控除を受ける場合は申請の必要はありません。
判定基準日 令和4年12月31日
申問 1月16日(月)～3月15日(水)に、高齢者福祉課 高齢者福祉係(内線3367)/各総合支所高齢者・介護保険係(菅150/栗235/鷲162)へ
 - ◆ **おむつ使用の確認書**
 この確認書は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わるもので、おむつ代を医療費控除の対象とする際の添付書類となります。
対 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2日目以降の方(一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせください)
申問 1月16日(月)～3月15日(水)に、介護保険課介護認定係(内線3269)/各総合支所高齢者・介護保険係(菅155/栗233/鷲162)へ
- 共通** 交付手数料 1件300円
持 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの